

大飯発電所の安全性向上評価届出書の提出

2026年3月4日
関西電力株式会社

当社は本日、原子炉等規制法に基づき、大飯発電所3号機および大飯発電所4号機の安全性向上評価^{*}の届出書を、原子力規制委員会へ提出しました。

本評価は、規制基準の枠組みにとどまることなく、プラントのリスクを見つけ、それを低減していくことで、原子炉施設の安全性・信頼性を自主的かつ継続的に向上させることを目的としています。今回は2025年9月10日時点の原子炉施設および前回策定した安全性向上計画に基づく改善活動を含む保安活動の実施状況について評価しました。また、本評価を踏まえて、さらなる安全性向上対策の抽出および今後の計画を作成しています。

当社は、原子力の安全確保に終わりではなく、安全性をたゆまず向上させていくとの強い意思と覚悟のもと、安全最優先で運転・保全に万全を期してまいります。

^{*}定期事業者検査終了後1年以内に評価を実施し、当該評価が終了した日から30日以内に原子力規制委員会に届出するとともに、公表することとされている。今回は大飯発電所4号機が2025年3月19日に第20回定期事業者検査が終了したこと、および大飯発電所3号機が2025年9月10日に第21回定期事業者検査が終了したことに伴う評価を実施。

以上

添付資料：大飯発電所3号機の安全性向上評価（第5回）および
大飯発電所4号機の安全性向上評価（第5回）の概要

本件の詳細な内容はこちら ⇒ [リンク](#)

大飯発電所 3号機
安全性向上評価（第5回） および
大飯発電所 4号機
安全性向上評価（第5回） の概要

2026年3月4日
関西電力株式会社

1. 安全性向上評価について
2. 安全性向上評価届出書の概要
3. 今回届出した安全性向上評価届出書の主な内容

1. 安全性向上評価について

- 安全性向上評価は、2013年の原子炉等規制法改正で導入された制度です。
- 当社は、この制度を活用して、規制基準の枠組みにとどまることなく、プラントのリスクを見つけ、それを低減していくことで、原子炉施設の安全性・信頼性を自主的かつ継続的に向上させています。
- 今回、届出した**大飯発電所3号機および4号機**の安全性向上評価では、前回届出の調査期間の終了日翌日から2025年9月10日までを調査期間として評価を行い、**自主的に安全性を向上させる追加措置を抽出しています**。
- 当社は、原子力の安全確保に終わりはなく、安全性をたゆまず向上させていくとの強い意思と覚悟のもと、安全最優先で運転・保全に万全を期してまいります。

2. 安全性向上評価届出書の概要

安全性向上評価の流れ

[1章] 安全規制によって法令への適合性が確認された範囲

- ・発電用原子炉施設概要等

[2章] 安全性の向上のため自主的に講じた措置

- ・保安活動の実施状況及び最新知見等の調査

[3章] 安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

- ・確率論的リスク評価（PRA）（原則5年毎）
- ・安全裕度評価（ストレステスト）（原則5年毎）
- ・安全性向上に係る活動の実施状況に関する中長期的な評価（原則10年毎）
等

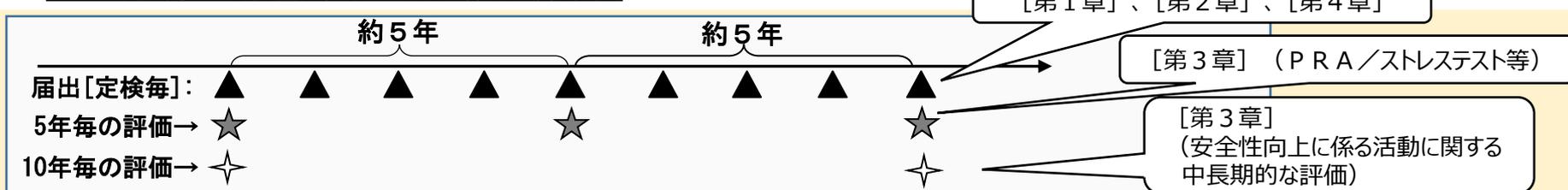
安全性向上対策の抽出（安全性向上に資する追加措置）

[4章] 総合的な評定

- ・第2章及び第3章を踏まえた評定の結果
- ・第2章及び第3章で抽出した追加措置に対する安全性向上計画の策定

安全性向上評価の評価サイクル

- 各定期事業者検査終了後1年以内に評価を実施し、当該評価が終了した日から30日以内に原子力規制委員会に届出するとともに、公表している。
- 大飯発電所4号機が2025年3月19日に第20回定期事業者検査が終了したこと、および大飯発電所3号機が2025年9月10日に第21回定期事業者検査が終了したことに伴う評価を実施。



第5回届出の主な内容

【1章】安全規制によって法令への適合性が確認された範囲

- ・発電用原子炉施設の概要（設置の経緯、運転実績等）を記載
- ・評価時点における発電用原子炉設置変更許可申請書や保安規定等の内容を添付

【2章】安全性の向上のため自主的に講じた措置

- ・保安活動の実施状況や、国内外の最新の科学的知見及び技術的知見の反映状況を確認した結果、さらなる安全性向上対策を3件抽出
- ・シビアアクシデント時の現場対応能力の向上を目的とした「シビアアクシデント対応の高度化」（対応の迅速化、確実性の向上、不安要素の低減）について、改善が見込まれる手順および設備の抽出を進めており、今後は実現性の検討を進めていく予定

【3章】安全性の向上のため自主的に講じた措置の調査及び分析

- ・決定論的安全評価については、評価結果が変わるような大規模な工事および解析コードの不具合情報等はなく、見直しは必要とならなかった。
- ・安全裕度評価やP R Aの評価内容については、前回届出の評価時点以降、評価結果が変わるような大規模な工事等を行っていないため、改めて調査、分析又は評定をする必要がなく、第5回届出において改訂を実施していない※

【4章】総合的な評定

- ・保安活動の実施状況調査等の評価結果を踏まえた総合評価を実施
- ・第2章及び第3章の評価結果から抽出したさらなる安全性向上対策計3件の安全性向上計画策定及び前回届出までに策定した主な安全性向上計画の実施状況を記載

※ 実用発電原子炉の安全性向上評価に関する運用ガイド抜粋

直近の安全性向上評価の結果等からの大きな変更がないなど、改めて調査、分析又は評定をする必要がない場合には改訂しなくてもよいこととし、必要がないと判断した理由について明らかにする。ただし、原則として5年ごとに改訂することに加え、大規模な工事を行うなど、確率論的リスク評価又は安全裕度評価の結果が変わることが見込まれる場合においても、（略）工事等の内容に応じた改訂を行う。

3. 今回届出した安全性向上評価届出書の主な内容

第5回届出において新たに抽出したさらなる安全性向上対策

No.	追加措置	実施時期(予定)	評価分野
1	安全保護シーケンス盤取替 安全保護シーケンス盤は、設置後30年以上が経過しており、機器の経年劣化に加え、保守部品の製造中止、予備品・貯蔵品管理への対応を考慮し取替えを実施する。	3号機 2028年度 4号機 2028年度～2029年度	第2章の 評価で抽出
2	空冷式非常用発電装置取替 空冷式非常用発電装置の発電機は海外製であり、今後、製造中止もしくは撤退による調達リスクがあることから国産機への取替えを行い、今後の部品調達等に万全を期す。	3号機 2028年度 4号機 2028年度～2029年度	第2章の 評価で抽出
3	タービン保安装置盤取替 タービン保安装置盤は、設置後30年以上が経過しており、機器の経年劣化に加え、保守部品の製造中止、予備品・貯蔵品管理への対応を考慮し取替えを実施する。	3号機 2028年度 4号機 2027年度	第2章の 評価で抽出